

(件名) 誰もが平等に、安心して暮らせる鹿児島づくりに関する陳情書

(陳情の要旨)

貴職におかれましては、かねてより障害者・高齢者・児童の福祉向上のため日々ご尽力いただきしておりますことに、衷心より感謝申し上げます。

2014年3月、「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」が制定され、同年10月から施行されています。障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、県民みんなで力を合わせていけたらと願います。

しかし近年全国的に、国民のくらしを取り巻く状況は日々悪化の一途をたどっています。障害のある人、高齢期にある人、子育て中の人、女性をはじめ、社会的に弱い立場にある人にとってはなおさら苦しい状況にあり、孤立化や分断が進む中でSOSが出せず、いっそう苦しい状況に追い込まれてしまっています。またこの数年間に、孤立化や分断が背景と思われる悲惨な事件が相次いで起きていることを考えますと、社会的問題がさらに深刻なものになってしまった前に、必要な手立てを講じることが急務であると考えます。

日本国憲法は、第13条で国民が幸福に向かって努力する権利を、第25条では健康で文化的なくらしを維持していくために社会保障を受ける権利をうたっています。これら一人ひとりの国民に与えられた権利を行使し、障害があってもなくても安心して社会でくらしていける地域や社会をつくるため、以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情いたします。

記

- 重度心身障害者医療費助成制度や子ども医療費助成制度を利用する場合、窓口負担を無料化してください。また、子ども医療費助成制度については県内一律に18歳までを対象にしてください。
- 障害のある人が65歳になっても、障害福祉サービスを必要なだけ利用できるようにしてください。

また、介護保険サービスを利用しなければならない場合でも、市町村民税非課税の人の窓口負担を無料化してください。

- 鹿児島の保育・福祉・介護等の質を保障し、現場の職員が安心して長く働き続けられるようにするために、県独自の賃金補助制度のほか、具体的な業務負担軽減策を講じるなど、担い手不足を解消する制度を創設・充実させてください。
- 障害のある人が障害のない人と同様に安心・安全に移動できるよう、障害者差別解消法や、県障害者差別解消条例に基づき、道路や公共交通機関の点検・改善を行うほか、県内市町村に対して改善策についての具体的なガイドラインを示してください。

署名者 5,408人

(署名簿 - 省略)

(件名) 厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める陳情書

(陳情の要旨)

日頃から県民の健康・福祉の充実に努力されている貴職に、心から敬意を表します。

9月26日厚労省は、自治体が運営する公立病院と日本赤十字など公的機関が運営する公的病院の4分の1超にあたる全国424の病院をリストアップし、「再編統合について特に議論が必要」とする分析結果とともに対象となる病院名の公表を行いました。これは、2017年度の報告データを基に、①「診療実績が少ない」②「他の医療機関と競合している」などの分析を行い、2020年までに統廃合・再編・ベッド縮小などの計画を具体化することを求めたものです。このリストには県内8つの病院も含まれています。

今回の厚労省の公表と要請は、「地域医療構想」の進捗のみを目途に、地域や病院の実情や現状を一切勘案することなく、画一的な基準で「再検討」を求めるものです。これは、県知事の権限に対する越権行為であり、地方自治に対する侵害です。

厚労省の「要請」に基づいて再編・統合がすすめられれば、地域での医療を必要とする患者・住民が、安全で質の高い医療を受けることができなくなります。また、医師や看護師などの医療労働者の不安を増大させ、離職・退職の加速や新規採用をいっそう困難にすることは明らかです。

厚労省の公表と要請に対して、当該・連携する医療機関や地域住民から怒りの声が多数あがっています。

今回公表された公立・公的病院は、住民が安心して地域で住み続けるために必要な医療機関であり、必要な病床です。厚労省が求める「再検証」は、安倍政権が掲げる地方創生にも逆行する「地方切り捨て」であり、また、地方自治の本旨にも反するもので、容認できるものではありません。

県内8病院を含む424病院のリストと「再検証」の要請を白紙撤回し、地域医療を守る観点からよりいっそうの拡充を図ることが求められています。安全・安心の医療の実現のために、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情します。

記

1. 厚生労働省に対し、県内8病院を含む424病院のリストと「再検証」の白紙撤回を求ること。
2. 地域医療を守るために、県内8病院を含むすべての県内医療機関の存続およびいっそうの充実と、医師・看護師などの確保をすすめ、地域住民が医療を受ける権利を保障する施策を強めること。その実現のために国に対して財政措置をはじめとした支援を求ること。